



条件付一般競争入札公告

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び亶理地区行政事務組合財務規則（平成 3 年規則第 13 号）第 92 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 8 年 10 月 9 日

亶理地区行政事務組合

管理者 山 田 周 伸



1 業務の概要

- (1) 事業名 令和8年度 亶理山元統合消防庁舎建築基本設計・実施設計業務委託事業
- (2) 委託場所 宮城県亶理郡亶理町吉田字南堰上地内
- (3) 業務内容 亶理山元統合消防庁舎建築にかかる基本設計及び実施設計業務

消防施設の概要

消防庁舎棟	1,876m ²	
車庫棟	828m ²	
訓練塔	497m ²	※訓練塔2棟
附帯施設	60m ²	
外構一式		

2 委託期間

契約日の翌日から令和 9 年 12 月 24 日まで

2 入札参加条件

- (1) 令和7・8年度亙理地区行政事務組合の入札参加資格者名簿に登載されており、かつ登録業務に「建築士事務所」を登録している者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (3) 開札日に亙理地区行政事務組合から指名停止を受けている期間でないこと。
- (4) 会社更生法に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 宮城県内に本店、支店又は営業所を有していること。
- (6) 過去20年間に於いて消防庁舎（消防庁舎とは、消防本部又は消防署とし、防災倉庫、消防団の器具置き場等は含まない。）の新築に係る基本設計又は実施設計の業務を元請若しくは共同企業体として受注した実績があること。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札参加心得第 1 条の規定に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- 1) 親会社と子会社の関係にある場合
- 2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1) については、会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- 1) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する設計業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 入札手続きにおける担当課

〒989-2351

宮城県亙理郡亙理町字祝田34番地2

亙理地区行政事務組合総務課

TEL : 0223-34-7737 (直通) FAX : 0223-34-7772

E-mail : somu@wgyosei.miyagi.jp

4 入札参加資格の確認等

- (1) 入札参加希望者は、次に従い、申請書（様式第 2 号）及び資料（様式第 3 号、様式第 4 号）を提出し、亘理地区行政事務組合管理者から入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、申請書及び資料を下記の期日以内に提出しない者は、本入札に参加することができない。

申請書提出期日：令和 8 年 10 月 9 日から令和 8 年 10 月 20 日まで

申請書提出方法：平日 8 時 30 分から 12 時及び 13 時から 17 時 15 分の間に亘理地区行政事務組合総務課 消防施設整備室まで持参すること。

入札参加資格審査結果通知予定日：令和 8 年 10 月 26 日

※ 審査結果通知はメールで通知します。入札会当日に原本と引き換えますのでメールで送付した通知書を持参して下さい。

- (2) 配置予定の技術者

建設士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士を主任技術者として、この業務に配置できること。また、配置予定の技術者の調書（様式 4）と資格等を証明する書類の写しを提出すること。

- (3) 入札参加資格の確認は、申請者すべてに対し行うものとする。

- (4) 資料の作成説明会は行わない。

- (5) 申請書等は亘理地区行政事務組合ホームページよりダウンロードして使用すること。

5 仕様書の閲覧

閲覧：令和 8 年 10 月 9 日 9 時から令和 8 年 10 月 30 日 12 時まで

亘理地区行政事務組合公式ホームページにより公開

亘理山元統合消防庁舎基本計画につきましては、「2 入札参加資格」を有する方に限り配布いたします。

なお、基本計画の配布を希望される場合には、資格確認のため、下記の書類をご持参くださいますようお願いいたします。

- ・令和 7・8 年度 亘理地区行政事務組合 競争入札参加資格承認書（原本または写し）
- ・消防庁舎設計業務の実績を証明できる書類（契約書の写し）

6 閲覧に対する質問

- (1) 閲覧に対する質問がある場合においては、次に従い提出すること。

- ① 提出方法 メールでの提出（メール送信後に受信確認の電話をすること。）
- ② 受領期間 令和 8 年 10 月 9 日 9 時から令和 8 年 10 月 20 日の 10 時まで
- ③ 提出場所 亘理地区行政事務組合総務課 消防施設整備室
TEL：0223-36-7701（直通）
E-mail：s-seibishitsu@wgjyosei.miyagi.jp

- (2) (1)の全ての質問に対する回答は、令和 8 年 10 月 26 日 15 時に、入札参加資格を有する全ての者へメールでおこなう。

7 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日 時 令和8年11月5日 10時00分
- (2) 場 所 あぶくま消防本部（岩沼消防署）3階会議室（控席：3階ミーティングルーム）

8 入札方法等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、入札時に入札書に記載する金額の積算内訳書を提出すること。なお、積算内訳書と入札書との金額が異なる場合は無効となります。

- (2) 入札執行回数は3回までとする。

9 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 契約金額の10分の1に相当する額とする。

10 開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。

11 入札の取り止め

本公告に示した入札参加申請者の数が2に満たない場合は当該条件付き一般競争入札を取り止めるものとする。（入札開始前に辞退があった場合も含む）

12 入札の失格

入札者等が次のいずれかに該当するときは、失格とする。

- (1) 入札期日において、令第167条の4の規定に該当するとき。
- (2) 入札期日において、指名競争入札の指名を取り消されたとき。
- (3) 入札期日において、当組合から指名停止を受けている期間中であるとき。
- (4) 入札期日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしているとき又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしているとき。
- (5) 入札期日において、銀行取引停止となったとき。
- (6) 代理人が入札者の委任状を提出しないとき。
- (7) 入札保証金又は入札保証金に代わる担保を提供しないとき。ただし、入札保証金の納付を免除されたときは、この限りでない。
- (8) 正当な理由がなく、指定された日時及び場所に入札書を提出しないとき。

- (9) 入札公告又は指名通知に示した入札参加条件に違反したとき。
- (10) 最低制限価格を設けた場合において、当該最低制限価格を下回る入札を行ったとき。
- (11) 公正な価格を害し、又は不正の利益を図る目的をもって連合する等私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。)に抵触する行為その他の不正の行為を行ったとき又はそのおそれがあるとき。
- (12) 正常な入札の執行を妨げる行為をしたとき又はそのおそれがあるとき。

13 支払い条件

前金払 30% 以下

14 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は入札参加心得を熟読し、厳守すること。
- (3) 資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止措置を行うことがある。
- (4) 落札者は、様式第 4 号に記載した配置予定の技術者を当該設計業務に配置すること。
- (5) 仕様書を入手した者は、これを本入札手続き以外の目的で使用してはならない。
- (6) 入札の無効
 - 次の各号のいずれかに該当する入札があったと認めたときは、当該入札の全部又は一部を無効とする。
 - ① 「2 入札参加資格」に規定する競争入札に参加する資格を有しない者が入札したとき。
 - ② 入札条件に違反したとき。
 - ③ 入札者またはその代理人が2以上の入札をしたとき。
 - ④ 入札者が、公正な価格を害し、又は不正の利益を図る目的をもって連合して入札したことが明らかとなるとき。
 - ⑤ その他入札に際し不正の行為があったとき。